

標柱五十号から二八〇度三八分三秒	五十一号
一四・五四メートルの地点	
標柱五十一号から二五〇度二八分五秒	五十二号
二〇・〇一八メートルの地点	
標柱五十二号から二五〇度二七分五七秒	五十三号
一九・九五九メートルの地点	
標柱五十三号から二二六度四七分三六秒	五十四号
一五・二七三メートルの地点	
標柱五十四号から一九九度五一分二七秒	五十五号
一六・三二九メートルの地点	
標柱五十五号から一八六度〇分四一秒	五十六号
一・二九六メートルの地点	
標柱五十六号から二一八度五五分四四秒	五十七号
一三・一三七メートルの地点	
標柱五十七号から二二〇度一分三三秒	五十八号
二〇・〇五〇メートルの地点	
標柱五十八号から二一六度四一分五七秒	五十九号
二一・一三九メートルの地点	
標柱五十九号から二二〇度一七三分三九秒	六十号
九・三六八メートルの地点	
標柱六十号から二二五度一分一〇秒	六十一号
一四・六三二メートルの地点	
標柱六十一号から二五七度一八分三九秒	六十二号
二〇・七五九メートルの地点	
標柱六十二号から二二七度二五分九秒	六十三号
二〇・一〇二メートルの地点	
標柱六十三号から二四三度五〇分四一秒	六十四号
一・二〇〇九メートルの地点	
標柱六十四号から二四三度五〇分四一秒	六十五号
四・〇〇一メートルの地点	
標柱六十五号から二四四度四五分三秒	六十六号
一八・六五六メートルの地点	
標柱六十六号から一九〇度四三分三秒	六十七号
二〇・六四八メートルの地点	
標柱六十七号から二〇三度五〇分五〇秒	六十八号
一三・三二六メートルの地点	
標柱六十八号から一七一度一三分四五秒	六十九号
一六・七四二メートルの地点	
標柱六十九号から六九度一〇分二五秒	七十号
一三・七六二メートルの地点	
標柱七十号から一六度二分五五秒	七十一号
二〇・〇九六メートルの地点	
標柱七十一号から三三度四七分四八秒	七十二号
一八・四九一メートルの地点	
標柱七十二号から六一度一六分三七秒	七十三号
一〇・九二六メートルの地点	
標柱七十三号から一〇二度三二分一五秒	七十四号
一三・〇三六メートルの地点	

標柱七十四号から一三一度三三分一五秒	七十五号
一〇・二〇〇メートルの地点	
標柱七十五号から一六三度五〇分四〇秒	七十六号
一二・〇五四メートルの地点	
標柱七十六号から一九六度四分五〇秒	七十七号
一一・五九八メートルの地点	
標柱七十七号から一六八度二四分一一秒	七十八号
一四・一六七メートルの地点	
標柱七十八号から二二一度二七分六秒	七十九号
三・七九三メートルの地点	
標柱七十九号から二九六度九分一五秒	八十号
一四・〇二九メートルの地点	
標柱八十号から二六二度一七分五八秒	八十一号
八・三三六メートルの地点	
標柱八十一号から二一四度五七分一六秒	八十二号
一三・一五八メートルの地点	
標柱八十二号から二二一度五二分一三秒	八十三号
八・五八五メートルの地点	
標柱八十三号から二五九度六分五八秒	八十四号
五・六一九メートルの地点	
標柱八十四号から二六八度二四分一一秒	八十五号
九・二九三メートルの地点	
標柱八十五号から二七三度四九分一九秒	八十六号
一四・九八七メートルの地点	
標柱八十六号から二九九度四九分一八秒	八十七号
一六・〇九八メートルの地点	
標柱八十七号から三三三度五三分二秒	八十八号
二四・〇三六メートルの地点	
標柱八十八号から一三度一分四〇秒	八十九号
二四・六六八メートルの地点	
標柱八十九号から二六度五九分一七秒	九十号
二〇・六四九メートルの地点	
標柱九十号から三四度二四分五五秒	九十一号
一四・四六二メートルの地点	
標柱九十一号から三五三度二二分六秒	九十二号
四・八四〇メートルの地点	

国土交通省告示第二百七十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和三年三月三十一日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣
 二 都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業3・3・9号武蔵橋場線
 三 事業施行期間 自平成二十九年三月六日至令和六年三月三十一日
 四 事業地
 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
 五 収用の手続が保留される事業地
 石川県金沢市尾張町二丁目地内

国土交通省告示第二百七十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東京都知事による認可とともに、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業 都市高速道路外環状線
 三 事業施行期間 自平成二十六年三月二十八日至令和十三年三月三十一日
 四 事業地
 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

国土交通省告示第八十八号
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和三年三月二十九日次のとおり決定された。

令和三年三月三十一日
 防衛大臣 岸 信夫

共同使用	施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地・約五、二〇〇平方メートル	陸上自衛隊が電柱用地及び電柱支線用地として共同使用する。	
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	土地・約二、〇〇〇平方メートル	土地・約二、〇〇〇平方メートル	
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地・約二、〇〇〇平方メートル	土地・約一九〇平方メートル	
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	雨水排水施設として追加提供する。		